

北海道教育大学国際化推進基本計画

平成 23 年 8 月 9 日役員会決定

はじめに

本学の国際化にかかる事業においては、大学法人化以前から行われてきた互助・互恵の精神に基づく視点に加え、大学経営という新たな視点が必要とされている。このような状況を踏まえ、本学における国際化にかかる事業の展開を経営戦略の中に位置づけ、今後教育・研究・国際貢献の観点から以下の方針に基づきその推進を図るものとする。また、本基本計画を遂行することを目的とした、組織体制の改革と強化を行う。

第 1. 国際化推進の基本的な方針

1. 学生教育に関する方針

- ・本学学生の国際感覚を涵養し、国際的視野をもって地域社会や教育の諸分野で活躍できる人材の育成を図る。
- ・海外から質の高い学生を受け入れ、国際社会に貢献する人材を育成する。
- ・異なる文化的背景を持つ学生同士の交流を通して、学生の多文化的な視点を養うとともに相乗的な質の向上を目指す。

2. 研究活性化に関する方針

- ・諸外国の大学および研究機関との交流・連携を活性化し、教育・研究のさらなる国際化を図る。
- ・国際会議やシンポジウムの開催・参加を推進し、研究交流の機会を確保する。

3. 国際貢献に関する方針

- ・国際協力実施機関等との連携を強め、主として教育分野の国際協力を積極的に寄与するとともに、学生教育に還元する。
- ・学生の国際貢献に関する学習機会を設け、国際社会の一員としての意識を高める。

4. 組織体制の改革と強化

- ・本学の国際化にかかる事業を遂行するに当たり、国際交流・協力センターが業務を統括する新体制を構築する。その際、事業を運営するために必要な協力体制を各部署・各キャンパスとの間に作る。

- ・国際化にかかる業務に対応しうる教職員の育成を図る。

第2. 方針に基づく今後の方向性と取り組むべき方策

1. 学生教育に関して

- ・今後の方向性

- 本学学生の派遣をより活性化する事業を行う。
- 海外から質の高い学部・大学院生を受け入れ、育成する。

- ・取り組むべき方策

- 本学学生に対して英語を中心とした外国語力向上のためのプログラムを導入する。
- 本学学生を積極的に海外に送り出す制度を導入する。
- 交換留学生に対し、本学の研究生制度や大学院入試制度に関する情報提供を行う。
- 質の高い大学院受験者の育成を目的として、これまで学生と教員の個人単位で行われていた研究生の受け入れに加え、協定校から大学を通して受け入れる制度を構築する。
- 海外協定校と協議の上、共同で教育課程を開設する。
- 海外からの留学生獲得のため、広報を充実する。
- 大学院生もしくは研究生に対する日本語教育を有償で行う。
- 海外からの留学生に対する学生サポート制度を充実する。
- 本学の留学制度を利用する学生の危機管理体制を整備する。
- 海外からの留学生に対する生活支援策を充実する。
- 受け入れに関する数週間の特別プログラムを有償で行う。

2. 研究活性化に関して

- ・今後の方向性

- 協定校等と相互に提供しあう研究発表の場を利用する。

- ・取り組むべき方策

- 教員・大学院生の海外での研究発表を推進する。
- 国際会議を継続的に開催する。
- 学術研究交流協定を結んだ諸外国の大学・研究機関を中心に研究者派遣、受け入れ等の学術研究交流を促進する。

3. 国際貢献に関して

- ・今後の方向性

- JICA・JICE 等とのこれまでの連携を踏まえ、国際協力事業を推進する。
- 海外での開発協力やボランティアを志望する学生への支援を積極的に行う。

・取り組むべき方策

- JICA・JICE 等と協力して、当面は理数科教育を中心に国際協力事業を開発・実施する。
- 本学学生に対し海外での開発協力やボランティアに関する情報を提供する。

第3. 国際化を計画的に推進するために必要な事項

1. 組織体制の改革と強化

国際交流・協力センターが業務を統括する新体制を構築する。

2. 予算

留学生・研究者の受け入れに伴う教室、学生寮、宿舎および研究室等の施設設備の整備、並びに学生・教職員派遣や海外における入学試験等、基本計画の推進に係る予算の確保を図る。

3. 点検・評価

本基本計画については、定期的に点検・評価し改善を行うものとする。